

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会
会 長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 24 年 3 月 6 日付け H23 教学教第 1178 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 56 号

「平成 24 年 1 月 1 日付けの昇給区分決定に関して

- (1) 仙台市立小学校及び中学校の校長及び教頭が、所属校の教諭について、10 個の評定項目ごとに 5 段階評価を行う際に根拠とした評価規準（教育評価における評価規準いわゆる「のり準」に相当するもの）が書いてある文書
- (2) 仙台市立小学校及び中学校の校長及び教頭が、所属校の教諭について、10 個の評定項目ごとに 5 段階評価を行い、5 点（極めて良好）、4 点（特に良好）、3 点（良好）、2 点（やや良好でない）、1 点（良好でない）という点数を付ける際の根拠とした評価基準（教育評価における評価基準いわゆる「もと準」に相当するもの、又は文部科学省が使っている判断基準に相当するもの）が書いてある文書（校長及び教頭が独自に作成したものがあれば、それを含む。）」に係る公文書開示決定に対する異議申立て

答 申
(諮問第 56 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき別記の公文書の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 24 年 2 月 22 日付けで開示決定を行った。本件異議申立ては、本件開示請求に係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は実施機関が開示した公文書以外にもあるはずであるとして、その処分を取り消し、改めて全ての本件対象公文書について開示等決定を行うよう求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

以下に述べるとおり、実施機関は本件対象公文書の一部についてのみ決定を行っており、対象とされていない公文書がかなりあるはずである。また、実施機関が行った存否調査は不相当であり、それに基づいてなされた開示決定は不当である。早急に本件開示決定を取り消し、そのうえで別記の各公文書について開示又は非開示の決定をすべきである。

(1) 対象公文書の特定について

本件開示請求に対し、実施機関は「評価基準」と題する公文書（以下「開示公文書」という。）について開示決定をした。これは、申立人が平成 23 年 2 月 7 日付けで行った公文書開示請求（以下「平成 23 年開示請求」という。）に対して実施機関が開示した公文書と同じものである。しかしながら、本件開示請求により開示を求めた公文書と平成 23 年開示請求により求めたものは異なっている。すなわち、平成 23 年開示請求においては、申立人は「教諭に 1 点～5 点という点数を付ける際の根拠となる評価基準（実施機関が作成したもの）が書いてある文書」の開示を請求した。一方、本件開示請求においては、別記のとおり「評価規準（教育評価における評価規準いわゆる『のり準』に相当するもの）が書いてある文書」と「評価基準（教育評価における評価基準いわゆる『もと準』に相当するもの、又は文部科学省が使っている判断基準に相当するもの）が書いてある文書」の開示をそれぞれ求めており、また「実施機関が作成したもの」に限っていない。

請求内容が違ってもかかわらず、開示される公文書が同じということはある得ない。また、「評価規準」及び「評価基準」という内容の異なる請求をしたにもかかわらず、実施機関が非開示決定もせず、その両者に該当する文書として開示公文書のみが開示されたことに納得がいかない。

(2) 実施機関が実施した対象公文書存否調査の問題点について

実施機関は、本件対象公文書の存否を把握するために全ての市立小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長並びに教頭を対象に、請求内容に合致する公文書の保有の有無につき文書により調査をした。

上記のとおり、申立人は「評価規準が書いてある文書」及び「評価基準が書いてある文書」の開示を求め、またそれら公文書の作成者が誰なのかは問題にしていなかったにもかかわらず、実施機関は、この調査の調査要領において「・・・評価基準が書いてある公文書の開示を求める請求がありました」と、対象公文書が「評価基準」に限定されているように校長らに伝えていた。さらに、「教育委員会が作成したものでなく、校長及び教頭が作成した評価基準が書いてある公文書の開示を求めています」と、校長らが作成した評価基準に限定されているように誤解させる説明をしていた。また、調査票の中には「教育委員会から送付した評価基準のほかに・・・紙に書いたり、又はパソコンに入力したりしましたか」との設問がある。これは、実施機関が評価基準を作成しているのに、そのほかに自分なりの評価基準を作成したと答えるのはまずいという気持ちにさせ、「はい」と回答させないように仕向けるものである。

調査の結果、全ての校長らが「いいえ」と回答したというが、全員が「いいえ」というのはおかしい。公平・公正な評価に近づくためには、勤務評価においても「もと準」が必要である。「のり準」と「もと準」の違いが身に付いている校長らは、何か「もと準」らしきものを探し出すか、自分で作成して評価したはずである。見分調査もせず、文書による存否調査、しかも校長らに誤解を与えるような調査に対する回答だけをそのまま信用して出した結論は信頼できない。

実施機関は申立人の意向に沿うように調査を行ったというが、これは事実と反する。申立人の意向を尊重するなら、申立人が作成した本件開示請求書を各学校に送付し、校長らの判断で開示又は非開示の決定をさせ、それを実施機関として取りまとめるべきだったのである。実施機関に存否調査をする権限はあるが、申立人が望んでいない調査をするのは、申立人の知る権利の侵害であり、権力の濫用である。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明により主張した内容は、概ね次のとおりである。

申立人は、平成 23 年開示請求と本件開示請求とでは請求の内容が異なるのだから、開示される公文書が同じということはないと主張する。しかしながら、同じ公文書を開示する結果となったのは開示公文書以外に本件対象公文書に該当するものがなかったためであり、そのように判断するに至った経緯は以下のとおりである。そして、開示公文書に記録された情報には非開示情報に該当するものがなかったため、全部を開示する決定を行ったものである。

(1) 開示公文書以外に本件対象公文書がないことについて

① 実施機関の行った存否調査の結果について

仙台市立学校職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号) 第 1 条の規定により宮城県が給与を負担する職員(以下「県費負担教職員」という。)の昇給について、その昇給号俸数は県費負担教職員ごとに決定された昇給区分に応じて定められ、昇給区分は、県費負担教職員の昇給日前 1 年間の勤務成績の評定の結果等に基づき教育長が決定する仕組みとなっている。県費負担教職員の勤務成績の評定は、評定の対象となる県費負担教職員の職務を監督する者が評価者となり(教諭については、一次評価者が教頭、二次評価者が校長である。)、実施機関が定めた 10 個の評定項目ごとにそれぞれ 5 段階の評点をつけることにより行うこととしている。

本件において開示が求められている公文書は別記のとおりであるが、実施機関においては、評価者が県費負担教職員に5段階の評点をつける際の根拠について、申立人がいうところの「のり準」と「もと準」という区別はしていない。そこで実施機関としては、本件対象公文書を広く評価者が評点をつける際のよりどころとなる考え方が記載されたものと捉え、本件対象公文書の的確な特定に努めた。開示公文書が対象となることには疑いがなかったが、さらに評価者が開示公文書以外のものを評定に用いたかどうかを確認するため、各評価者に対する調査を実施した。調査にあたっては各評価者に調査要領を配布し、調査の趣旨を説明した。具体的には、調査要領において、本調査における確認事項は「評点・・・を決定するのに用いる基準、方針、考え方その他これに類するものを走り書き程度のものを含め紙に書いたり又はパソコンに入力したりしたことがあったのか」であることを明示するとともに、「調査票記入上及び提出の留意点」として「勤務状況報告書作成に用いるために紙に書いたり又はパソコンに入力したりしたものがある時は、内容が基準と言えるようなものではない、あるいは走り書き程度のもので公文書に該当しないと思われる場合であっても、その写し又はプリントアウトしたものを提出」するよう明記した。そのうえで「教育委員会から送付した評価基準のほかに、こういう場合は3、こういう場合は4とするといった基準となるようなものや評点をつけるための考え方、方法などについて走り書き程度でも構いませんので紙に書いたり、又はパソコンに入力したりしましたか」との設問に回答を求めたところ、全ての回答者が「いいえ」と回答したものである。

② 校長らが独自に入手した公文書の存否を調査しなかったことについて

校長らが評定を行うにあたっては、開示公文書に基づいて行うことと定めている。実施機関としては、仮に校長らが評定を行うのに有益な他者が作成した文書を独自に入手したことがあるとして、それがいかなるものであっても、そのまま評定に用いることはできず、実施機関が求める評定作業に合うように作り変えなければならないものと考えていた。その意味で、校長らが評定の際に使用した文書は、校長らが改めて作成したものというべきである。実施機関が行った存否調査は、かかるものも含め、評定の際に用いた文書の保有状況を確認しようとしたものである。

③ 評点をつける際のよりどころとなる考え方が文書化されていないことについて

申立人は、評価を行うために「もと準」は必要であり、評価者は何か「もと準」らしきものを探し出すか、自分で作成して評価したはずであるという。「もと準」という用語が評点をつける際のよりどころとなる考え方を意味するのであれば理解できないことはないが、そうだとした場合もそのような考え方が文書化されていなければならないということにはならない。

実施機関は、評価者に対して開示公文書において概括的な基準を示している。そして、それを現実に個々の被評価者に当てはめる際には、評価者の総合的な判断によって補充される部分が多いものと考えている。被評価者である教諭は、児童生徒や保護者の状況等、学校内外の状況がそれぞれに異なる学校現場に勤務している。また、同じ学校に勤務する教諭で、しかも経験年数が同等の場合であっても、担任学級、担当教科、生活指導その他の分掌校務等に違いがある。評価者は、これら多様な状況に置かれた教諭の勤務実績を評定するのであり、そのためには評定期間内に見られた個々の教諭の具体的な行動、業績等を踏まえ、さらに学校内外の具体的な状況、それらが教諭の職務にもたらす影響等の個別の諸事情を総合的に斟酌し、的確に評定しなければな

らない。これは、個々の教諭や学校の具体的な状況をよく知る評価者だからこそできる個別的な判断であり、必ずしも画一的な基準として整理できるものばかりではない。実施機関としては、そういう個別・具体的な判断を一定の考え方として整理し、さらに文書化することまで評価者に求めてはおらず、むしろそれが個別・具体的な判断であるがゆえに基準としてまとめるのにはなじまず、したがって文書化されないことも自然なことと考えている。そして、実際に各評価者に文書化の有無を照会したところ、全評価者から文書化していない旨の回答があったものである。

(2) 実施機関の行った対象公文書の存否調査方法にも問題がないことについて

実施機関においては「のり準」と「もと準」という区別はしていないので、調査票に「評価規準」と「評価基準」の書き分けはしなかった。しかし、上記のとおり、評価者が評点をつける際のよりどころとなる考え方が記載された文書の存否について適切に把握できるよう、丁寧な説明を加えながら存否調査を行っており、校長らにその趣旨は的確に伝わっている。

申立人は、存否調査において校長らが作成した文書以外のものを調査対象にしなかったことが問題であるというが、仮に校長らが独自に文書を入手したとしても、いずれ校長らがそれを作り変えなければ使用できないと考えられることについては、すでに述べたとおりである。実施機関としては、その点で存否調査に不備があるとは考えていない。

また、申立人から受領した開示請求書を校長らに示して存否調査を行わなかったことが、なぜ申立人の権利の侵害になるのか、申立人の言わんとするところは必ずしも明確ではないが、実施機関としては、開示請求の趣旨を汲んで丁寧な調査を実施したと考えている。開示請求書を直接示さなかったからといって、請求の趣旨が歪められて校長らに伝わったとは考えていない。

5 審査会の判断

申立人は、本件開示請求において「評価規準(いわゆる「のり準」に相当するもの)」及び「評価基準(いわゆる「もと準」に相当するもの)」が書いてある文書と、二つの異なる文書の開示を請求したにもかかわらず、実施機関が各請求に対する決定をせず、両請求に該当するものとして開示公文書のみを開示したことは納得できないと主張するので、まずこの点について検討する。

公文書の開示請求者は、実施機関がいかなる公文書を保有しているかをあらかじめ把握することはできず、必要な情報の性質や内容を示して請求する以外にはない。そして、請求者が求めるような公文書を実施機関が必ず保有しているとは限らず、不存在による非開示決定がなされる場合もある。本件についていえば、実施機関には「のり準」や「もと準」という概念そのものがなく、実施機関にしてみれば、それらが記録された公文書は存在しないということもできる(後述の実施機関に対する当審査会の実地見分においても、それらの考え方が明示的に記録された公文書の存在は確認できなかった。)。しかし実施機関は、申立人の二つの請求を総合的に捉え、評価者が評点をつける際のよりどころとなる考え方が記載された公文書の開示が求められているものと解し、これに該当するものとして開示公文書を開示した。当審査会としては、このような実施機関の対応は、公文書開示制度の趣旨に照らして適切であり、本件において、実施機関が申立人の二つの請求に即した決定をしなかったからといって、そのことにより本件開示決定が取り消されるべきであるとはいえないと考える。

申立人は、本件対象公文書は開示公文書のみではないはずである、実施機関の行った存否調査も不

適切というべきであり、その不適切な存否調査の結果だけで他に対象公文書がないと結論づけてはならないとも主張している。本件において、実施機関が申立人の二つの請求に対して一個の決定をしたことは適切であるとしても、他にも対象となる公文書があるとすれば、開示公文書のみを対象とした本件決定は妥当でないことになるので、当審査会は、開示公文書以外に本件対象公文書の存在が認められるか否かについて吟味することとした。

(1) 他の対象公文書の存否について

① 実施機関の実施した存否調査について

実施機関は、本件開示請求を受け、本件対象公文書として開示公文書を特定するとともに、各評価者に対し、本件対象公文書を保有しているか否かにつき調査を行ったところ、全ての評価者が保有していない旨の回答をしており、本件対象公文書は開示公文書以外にはないと説明している。当審査会において、実施機関の担当課である教育局学校教育部教職員課（以下「教職員課」という。）に対する実地見分の際に、当該調査に対して評価者が回答を記入して提出した調査票の内容を点検したところ、平成 24 年 1 月 1 日付けの昇給に係る教諭の勤務評定に関与した全ての評価者から回答が提出されていること、そしてその全員が「基準となるようなものや評点をつけるための考え方、方法など」について紙に書いたり、又はパソコンに入力したりしていないと回答していることを確認した。また、回答内容を事後に修正した形跡の有無や調査票の余白に記載されたメモ等も含めて点検したが、提出された調査票の中に不自然な点や自らの回答内容に疑問を残しながらも曖昧な回答をしたこと等を窺わせるような点も見当たらなかった。

申立人は、当該調査の内容及び方法も妥当でないと主張するので、ここで検討しておく。

申立人は、実施機関の行った存否調査は、いわゆる「規準」と「基準」とを区別せず、「評価基準」に限定した調査であった、「実施機関が作成した評価基準のほかに・・・基準となるようなもの」があるかとの設問を設けることにより、ほかにもあると回答させないように仕向けている等と主張する。当審査会において、実施機関が調査を行った際に用いた調査要領及び調査票についても見分したが、調査にあたって実施機関が評価者に対して説明した内容等は、実施機関の説明どおりであると認められた。それからすると、実施機関は、本件開示請求は評点をつける際によりどころとなる考え方が記録された公文書の開示を求めるものと解していたことから「規準」と「基準」の用語を区別していないものの、評点をつける際の考え方に少しでも該当する可能性があるものを幅広く集約するように努めていたと認められ、また当該調査は、申立人が問題にする設問によって特定の回答を誘導するようなものであったとは認められない。

また申立人は、本件開示請求書を直接評価者に示して調査すべきなのに、実施機関がそうしなかったことは、申立人の知る権利を侵害するもので違法であると主張する。開示請求書そのものを示して調査することも一つの方法かもしれないが、どのような方法で調査をするかは実施機関が決定すべきことがらであり、必ず開示請求書を示して調査しなければならないというものでもない。実施機関が採用した方法により、開示請求の意図が歪められ伝わったというのであれば、その調査結果の信頼性も問題になろうが、上記のとおり、実施機関は評点をつける際によりどころとなる考え方に該当する可能性があるものを幅広く集約するように努めており、実施機関の行った存否調査がことさら申立人の開示請求の趣旨を歪めたものであったとは認められない。

しかしながら、実施機関の行った調査は、校長らが独自に入手した文書について照準を当てたものではなかったとの申立人の主張については、当審査会としても検討の必要があると思われた。校長らが独自に入手したものをそのまま評定作業に用いることはできず、何らかの改変をしなければならないのであり、その意味では評価者が現に評定作業に用いたものは評価者が作成したものに他ならないとの実施機関の主張も理解できなくはない。しかしながら、入手した文書の内容によっては、そのまま用いることがあり得ないとまではいえず、その点について改めて調査してみることにした。

また、公平・公正な評価のためには「もと準」が必要であり、評価者は「もと準」らしきものを入手又は作成して評価したはずであるとの申立人の主張に対し、実施機関は、たとえ評点をつける際のよりどころとなる考え方があるとしても、それは各評価者の個別・具体的な判断であり、文書化されないとしても不自然ではないという。児童生徒、保護者、地域社会の状況等、それぞれ独自の事情を抱えた学校に勤務する教諭の勤務実績を公正に評価するためには、学校内外の具体的な状況、それらが教諭の職務にもたらす影響等の個別の諸事情を総合的に斟酌する必要がある。被評価者である教諭の担当職務、年齢、従来経験等も多種多様であることを考えると、その評定は、究極的には評価者の裁量に委ねるのが適切であるとする実施機関の主張も踏まえ、評価者の評定作業の実態は実施機関が説明するようなものかどうかを確認するため、当審査会として、各評価者に対し文書による調査を行った。

② 評価者に対する調査について

ア 平成 24 年 7 月に実施した調査について

当審査会は、評価者が実施機関の示した概括的な基準を用いて、実際にどのように評点をつけているのかを把握するため、平成 24 年 1 月 1 日付けの県費負担教職員である教諭の昇給に係る勤務評定に関与した評価者（平成 24 年度末にいわゆる定年退職をした者を除く。）344 名を対象に、平成 24 年 7 月 12 日から同月 31 日にかけて調査を行った（以下この調査を「7 月調査」という。）。

7 月調査に対し、休職中である評価者 1 名を除く 343 名から回答があり、「教育委員会から示された『評価基準』のみを用いて評価した」のか、あるいは「別の基準なども参考にして評価した」のかを問う設問に対し、「教育委員会から示された『評価基準』のみを用いて評価した」と回答した者は 341 名、「別の基準なども参考にして評価した」と回答した者は 2 名であった。また、評点をつける際にとった具体的な方法について尋ねたところ、343 名の回答者のうち 243 名から回答がなされ、「概ね適切に遂行できている場合を 3 点の評点とし、それ以上できている場合は 4 点又は 5 点を、それ以下の場合は 2 点又は 1 点をつけた」、「教育委員会から示された『評価基準』の各評定項目について、概ね適切に遂行できているとき『3 点』として、評定説明にあるように『高く評価できる実績を上げた』、『校務に対する貢献が顕著』である場合は『4 点』とし、逆に注意指示があっても遂行できていない場合等『2 点』とした」等の内容であった。

なお、「別の基準なども参考にして評価した」と回答した 2 名に対し、その参考にしたという別の基準等の内容について説明を求めたところ、いずれも教諭から提出された「教育活動改善

シート」に記載された当該教諭の年間達成目標、校務分掌等を参照するとともに、これらと当該教諭の日頃の行動とを対比しながら評価を行ったとのことであった。「教育活動改善シート」とは教諭の能力開発等のために、教諭自ら年間達成目標を設定し、その達成状況を自己評価する等の取組みを行うために毎年度作成しているものとのことであり、当審査会においてその写しの提出を求め、これを見分したところ、当該シートには教諭の氏名、年齢、勤務歴、校務分掌のほか教諭自ら設定した年間達成目標が数点記載されていることが認められた。年間達成目標の内容は、教諭の日々の行動、分掌校務の内容等と同様、評点をつけるにあたってあらかじめ把握すべき要素というべきものであり、評価者がある評点をつけたことの直接の根拠となるものではないから、「教育活動改善シート」が本件対象公文書に該当するとは認められない。

イ 平成 25 年 1 月に実施した調査について

当審査会は、7月調査の対象者（ただし、7月調査後に職員でなくなった者3名及び平成25年1月時点における休職者4名を除く。）337名に対し、改めて平成25年1月11日から同月18日にかけて調査を行った（以下この調査を「1月調査」という。）。1月調査においては、7月調査により多くの評価者が1点～5点の各評点に見合う具体的な水準を想定しながら評点をつけている様子が窺えたことから、そうした評価者独自の具体的な水準の想定を文書化したかどうか、さらに文書化しなかったという場合はその理由について尋ねることにより、評定作業の実態のより詳しい把握に努めるとともに、実施機関の存否調査は、必ずしも評価者が独自に入手したものに照準を当てたものではなかったことを踏まえ、評価者が独自に入手したものを評定作業に用いたかどうかを尋ねること等を主たる内容とした。

1月調査に対しては、全ての評価者から回答を得た。まず、評価者に対し「『3点』はこのレベル、『4点』はこのレベル・・・というように、それぞれの『評点に見合う具体的なレベルの想定』を、たとえメモのようなものであっても紙に記載したり、パソコンに入力したり」したかとの設問に対しては、1名の評価者が「した」と回答し、336名の評価者が「しなかった」と回答した。「しなかった」と回答した評価者に対し、さらに「しなかった理由」を複数の選択肢を重複して回答して差し支えないという前提で尋ねたところ、「評価は、評価対象の教員の状況を的確に捉えたうえで評価者としての総合判断を行っている。教員ごとに、多くの要素を総合的に勘案して判断しているので、あらかじめメモ等にまとめる等のことは無理だと考えた」と回答した者が137名、「教員の具体的な評価に関わる事項であり、制度上、特に秘密とされるべきものと考えていた。万が一の紛失等を考えると、メモにまとめる等のものではないと考えた」と回答した者が39名、「評価の基準は経験年数等により異なるが、たとえば同じ『経験年数10年未満の教員』であっても、評価対象の教員の担当職務は異なっており、求められる仕事ぶりや能力の程度もそれぞれである。そのため、各評点に見合う具体的なレベルをあらかじめメモにまとめる等のことはできないと考えた」と回答した者が35名などという結果であった。いずれの選択肢にも当てはまらない「その他」のみを選択した回答者が164名と最も多かったが、その理由は、要するに開示公文書だけを用いて評価を行うことができるからというものであった。「その他」を選択した回答者が自由記載欄に記載した内容を見ると、「各評定項目ごとに詳しく経験年数の段階に応じた評価基準が示されているので、それを日常の教員の

勤務状況とを照らし合わせて評価したので、特にメモ等は必要としなかった」、「市教委より示された評価基準に即して一人一人を適切に評価しており、レベルの想定について特に記録を残すことは考えなかった」、「教育委員会が配布した評価基準のみをもとに『各評価の説明』のいずれに当たるかを考え評点したから」、「市教委が示した評価基準は具体的であり、年齢段階ごとの整合性も取れているので、それに従い各人の学習・生活状況、校長との面談、指導案やお便り等の作成物などと照らしながら評点を付けた。よってメモ等は不要であった」等と記載されていた。

なお、「(紙に記載したり、パソコンに入力したり)した」と回答した評価者が1名いたが、その記載した紙や入力したデータは「現在は保存していない」との回答であった。当該回答者にヒアリングをしたところ、二次評価者から評点の根拠の説明を求められた場合に備え、一部の被評価者の校務分掌、授業研究の内容等のメモを作成したが、二次評価者への説明終了後に直ちに廃棄したとのことであった。その陳述内容は極めて具体的で、矛盾もなく、信頼が置けるものと認められた。

また、『評価基準』以外に他者が作成した評価基準・・・に類するもの・・・を入手し、評点をつける際に使用したかどうかとの設問に対し「入手していない」と回答した者は334名、「入手したことはあるが、評点をつける際に使用することはなかった」と回答した者が3名という結果であった。念のため、入手したことがあると回答した3名の評価者に当該入手したものの内容についてヒアリングしたところ、うち2名の回答は人事評価を行う際の心構え等に関する書籍やホームページの記事を読んだことがあるというものであり、実際に教諭に評点をつけるのに参考となる考え方等を入手したとはいえないものと認められた。残る1人の回答者は、平成22年度に他県で使用されている評価基準を入手したが、一読した後、同年度内に廃棄し、平成23年度の評定の際には用いなかったとのことであった。その陳述内容は極めて具体的で、矛盾もなく、信頼が置けるものと認められた。

③ 実施機関に対する実地見分調査について

当審査会は、平成24年9月13日及び同年10月10日に教職員課に対して実地見分を行った。当該見分においては、上記のとおり、実施機関の行った調査に対する評価者の回答内容を確認するとともに、教職員課の執務室及び書庫等の見分を行い、開示公文書のほかに本件対象公文書に該当すると認められる公文書の存否を確認した。その結果、開示公文書以外に本件対象公文書の存在は認められなかった。

なお、申立人は、全てを「見分調査するのは不可能だが、数校なら可能」といっており、評価者に対する実地見分を求めているようにも見受けられる。しかしながら、実地見分すべき評価者を合理的に選定することは困難である。また、300を超える評価者について実地見分をすることは、申立人も認めるとおり、現実には不可能に近い。

④ 開示公文書以外の対象公文書の存否について

7月調査及び1月調査においては、外部から窺い知ることが困難な勤務評定作業の実態に関する調査であることから、設問の設定に難しさが伴い、結果として評定作業の実態を詳細に把握するまでには至らなかったものの、ほとんどの評価者から開示公文書に示された基準のみを用いて

評定をしているとの回答を得た。また、評価者のほとんどが各評点を与えるべき水準に関わる考え方をあらかじめ文書化していないとのことであった。そして、文書化しない理由については、開示公文書に示された基準だけで評価できるからと回答する者が最も多く、また、評価対象の教員の状況を的確に捉えたうえで評価者としての総合判断を行っている、教員ごとに、多くの要素を総合的に勘案して判断しており、あらかじめ文書化することはできない旨の回答をした者も多数いた。こうした調査結果は、評点をつけるための考え方が文書化されていないが、開示公文書に示された基準を踏まえた上で各評価者の裁量によって具体的な評定作業が行われているとの実施機関の説明に概ね沿うものである。そして、当審査会としても、裁量に基づく個別・具体的な判断が文書化されないことは、あながち不自然なことではないと考える。

以上の次第で、当審査会において開示公文書以外に本件対象公文書が存在していると認めることはできない。

(2) 申立人のその他の意見等について

申立人は、他にも意見書等において様々な意見や要望を述べているが、それらの意見等について判断することは当審査会の所掌の範囲を超えるものであり、また当該判断により上記の当審査会の結論が左右されるものでもない。

(3) 結論

以上のとおりであるから冒頭のとおり判断する。

別記

平成 24 年 1 月 1 日付けの昇給区分決定に関して

- (1) 仙台市立小学校及び中学校の校長及び教頭が、所属校の教諭について、10 個の評定項目ごとに 5 段階評価を行う際に根拠とした評価規準（教育評価における評価規準いわゆる「のり準」に相当するもの）が書いてある文書
- (2) 仙台市立小学校及び中学校の校長及び教頭が、所属校の教諭について、10 個の評定項目ごとに 5 段階評価を行い、5 点（極めて良好）、4 点（特に良好）、3 点（良好）、2 点（やや良好でない）、1 点（良好でない）という点数を付ける際の根拠とした評価基準（教育評価における評価基準いわゆる「もと準」に相当するもの、又は文部科学省が使っている判断基準に相当するもの）が書いてある文書（校長及び教頭が独自に作成したものがあれば、それを含む。）

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第 56 号)

年 月 日	内 容
平成 24. 3. 6	・ 諮問を受けた
24. 3. 21	・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）から理由説明書を受理した
24. 3. 30 (平成 23 年度第 8 回情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
24. 4. 6	・ 申立人から意見書を受理した
24. 4. 27 (平成 24 年度第 1 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
24. 5. 25 (平成 24 年度第 2 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
24. 6. 29 (平成 24 年度第 3 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
24. 7. 13 ～ 7. 31	・ 対象公文書の存否について調査を行った
24. 7. 27 (平成 24 年度第 4 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
24. 9. 6 (平成 24 年度第 5 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
24. 9. 13 ～ 10. 10	・ 実施機関において見分調査を行った
24. 10. 15 (平成 24 年度第 6 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
24. 11. 22 (平成 24 年度第 7 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
25. 1. 9 (平成 24 年度第 8 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
25. 1. 9 ～ 1. 18	・ 対象公文書の存否について追加調査を行った
25. 2. 4 (平成 24 年度第 9 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
25. 3. 13 (平成 24 年度第 10 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
25. 4. 22 (平成 25 年度第 1 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
25. 5. 27 (平成 25 年度第 2 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った